

New York  
Menlo Park  
Washington DC  
London  
Paris

Madrid  
Tokyo  
Beijing  
Hong Kong

# Davis Polk

Davis Polk & Wardwell LLP (03) 5561 4421 tel  
Izumi Garden Tower 33F (03) 5561 4425 fax  
1-6-1 Roppongi  
Minato-ku, Tokyo 106-6033

## MEMORANDUM

---

日付: 2010年9月6日  
送信先: 関係者各位  
件名: ドット・フランク法における地方債アドバイザーの登録 (参考和訳)

米国証券取引委員会(以下、「SEC」といいます)では、ドッド・フランク法の規定に従い、「地方債アドバイザー」(municipal advisor)に対して、2010年10月1日までにSECに対して登録を行うよう義務付ける予定です。SECでは先週、当該登録のための暫定規則を採択しました。SECは、以下のとおり公表しています。「地方債アドバイザーとは、地方債(municipal securities)の発行に関して、州政府、地方政府及びその他の借り手に対して助言を提供する者である。当該助言は、典型的には、地方債デリバティブ、保証投資契約(guaranteed investment contracts)、投資戦略又は地方債の発行に関連するものである。また、地方債アドバイザーには、第三者のために州政府又は地方政府から事業を勧誘する者も含まれる。」金融サービス産業に属する日本の会社においては、かかる暫定規則に基づく登録義務があるかどうかを判断するため、自ら又はその関係会社が米国の州、市又はその他の地方自治体に対して助言を提供していないかどうかに関し、検討を行う必要があります。

SECは、暫定規則の採択に際して、以下の通り公表しています。

証券取引所法第15B条(e)項(ドッド・フランク法第975条(e)項による修正を含む)によれば、「地方債アドバイザー」とは、以下のいずれかに該当する者(ただし、地方自治体又は地方自治体の職員は除く)であるとされている。(1) 地方自治体の金融商品又は地方債の発行に関して、地方自治体又は債務者に対して又はその代わりに助言を提供する者。かかる助言には、たとえば、これらの金融商品又は発行に関するストラクチャー、タイミング、条件又はその他同様の事項に関する助言が含まれる。(2) 地方自治体に対する勧誘を請け負う者。当該定義には、特に、地方債の助言業務を提供する「財務アドバイザー、保証投資契約ブローカー、サード・パーティー・マーケター(third-party marketer)、プレースメント・エージェント(placement agent)、勧誘者(solicitor)、仲介者(finder)及びスワップ・アドバイザー」が含まれる(しかしながら、これらの事業体は、地方自治体の金融商品もしくは地方債の発行に関して、地方自治体もしくは債務者に対して、もしくはその代わりに、助言(これらの金融商品もしくは発行に関するストラクチャー、タイミング、条件もしくはその他同様の事項に関する助言を含む)を提供する場合、又は、地方自治体に対する勧誘を請け負う場合に限り、当該定義に含まれる。ドッド・フランク法第975条(e)項を参照。ここでいう「地方債の助言業務」とは、地方自治体の金融商品、地方債の発行及び地方自治体に対する勧誘に関する助言のことを意味する)。「地

「地方債アドバイザー」の定義からは、ブローカー、ディーラー又は引受業者として活動する地方債ディーラーが明確に除外されており、また、法的助言を提供する弁護士、伝統的に法的性質を有するとされるサービスを提供する弁護士、及び技術的助言を提供する技術者も、当該定義から除外されている。

ドッド・フランク法ではまた、「1940年投資顧問法(Investment Advisers Act of 1940)に基づき登録を行っている投資顧問業者、又は当該投資顧問業者に関連して投資アドバイスを提供している者」を、当該定義から除外している。当委員会では、当該除外規定の解釈に関し、登録投資顧問業者及びこれに関連する者が地方債の助言業務を提供する場合で、かつ、これらの業務が投資顧問法における投資アドバイス(investment advice)に該当する場合に限り、「地方債アドバイザー」の定義から除外されると解釈している。登録投資顧問業者又はそれに関連する者が、仮に投資顧問法上の投資アドバイスの範囲を超えて地方債の助言業務を提供する場合には、当委員会に対し地方債アドバイザーとして登録を行う必要がある。

制定法上は、「地方債アドバイザー」の定義に関し、地方自治体の金融商品又は発行に関するストラクチャー、タイミング、条件又はその他同様の事項に関する助言を提供する者を含むと明確に規定されています。

暫定規則、登録フォーム及びその他の関連情報は、以下のウェブサイトにて入手することが可能です。

[http://www.sec.gov/info/municipal/form\\_ma-t.htm](http://www.sec.gov/info/municipal/form_ma-t.htm)

\* \* \* \* \*

以上の事項についてご質問、ご意見がありましたら、以下の担当者にご連絡ください。

セオドア・A・パラダイス

電話: 03-5561-4430

eメール: [theodore.paradise@davispolk.com](mailto:theodore.paradise@davispolk.com)

本メモランダムは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。